

税務課・保険課からのお知らせ

平成19年度より市税および国民健康保険税の 全期前納報奨金制度がなくなります

市税(市県民税・固定資産税・都市計画税)および国民健康保険税の納期前納付による前納報奨金制度は、昭和25年に戦後の不安定な社会情勢のなか住民の納税意識の高揚を目的に創設されたものですが、近年、社会情勢も大きく変化し、納税者のみなさんのご理解、ご協力により、その目的がほぼ達成された状況になっています。

一方、個人市県民税の普通徴収と固定資産税および国民健康保険税に限定され、給与所得者で特別徴収されている場合はこの制度を受けられないことから不公平感が指摘され、税負担の公平性の観点から矛盾が生じる状況となっています。また全国的にも廃止傾向にあり、県内各市においても大半が廃止されています。

したがって、これらの状況と行政改革に伴う経費の縮減などの理由により、平成17年12月に市議会の議決を得て、平成19年度から廃止することとなりました。

なお、経過措置として平成18年度に限り、前納報奨金の交付率を2分の1に引き下げ交付しました。

これまで、この制度の運用にご協力をいただきました皆さんにお礼を申し上げますとともに制度がなくなることにつきましては、何卒ご理解のうえ、今後とも納期前納付にお一層のご協力をお願いします。

■問合先 税務課徴収係 ☎(内線259、260)
保険課保険税係 ☎(内線266、368)

平成19年度固定資産(土地・家屋) 価格等の 縦覧について

平成19年度土地・家屋価格等縦覧帳簿を次の日程で納税者は縦覧できます。

固定資産(土地・家屋)の価格等を確認を希望する場合は、期間内に税務課窓口までお越しください。

- 期間 4月2日(月)～5月31日(木)(土・日曜および祝日は除く)
午前8時30分～午後5時15分
- 場所 市役所本庁税務課(西吉野支所、大塔支所では縦覧していません。)
- 縦覧対象者 市内固定資産の①納税者、②納税管理人、③納税者の委任を受けた人(委任状が必要)に限ります。
- 持ち物 「運転免許証や保険証など本人であることを確認できる書類」を窓口で提示してください。
- その他 価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。
- 問合先 税務課固定資産税係 ☎(内線257、258)

五條市長選挙 4月22日(日) が投票日です

○告示および投票等

- | | | |
|---|-------------------|---------|
| 1 | 4月15日(日) | 告示日 |
| 2 | 4月22日(日) | 投票日 |
| 3 | 4月16日(月)～4月21日(土) | 期日前投票期間 |

* 期日前投票は市役所本庁・西吉野支所・大塔支所で**午前8時30分から午後8時まで**行います。
(いずれの場所でも投票できます。)

* 期日前投票来場者で、入場整理券が届いていない場合でも、期日前投票所で確認できれば投票ができます。
(入場整理券は4月16日以降発送する予定です)

野原地区 投票所が変更になっています

- ▽五條市保健福祉センター(カルム五條)が投票所となる自治会
旭町・大川町・北川原町・南川原町・北中之町・南中之町・西町・東町
 - ▽野原公民館が投票所となる自治会
上之段町・土取町・南出町・小和田町・東宮町・中村町・西小松町・東小松町・走井町
 - ▽野原東住民センターが投票所となる自治会
池芝町・上田町・光陽町・野原東町・中牧町・下牧町・瓦谷町
- * 第15投票区投票所は、西河内青年会館から西河内町集会所に変更となっています。

■問合先 五條市選挙管理委員会事務局(市役所本庁内) ☎(内線231)